

平成 30 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社エー・ピーカンパニー
代 表 者 名 代表取締役社長 米山 久
(コード番号：3175 東証一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 中井 努
(TEL 03-6435-8440)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するというインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 30 年 3 月 26 日
(2)	発行新株予約権数	7,428 個
(3)	発 行 価 額	5,942,400 円（新株予約権 1 個につき 800 円）
(4)	当該発行による潜在株式数	742,800 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資 金 調 達 の 額	630,637,200 円（差引手取概算額：612,637,200 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：5,942,400 円 新株予約権行使による調達額：624,694,800 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1 株当たり 841 円（固定）
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	受託者 小嶋敏夫に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、従業員、経営コンサルタント等の顧問及び業務委託先（以下「当社グループ役職員等」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社グループ役職員等を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガ

		<p>イドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社グループ役職員等の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社グループ役職員等の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p><主な行使条件></p> <p>① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>② 受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、平成31年3月期から平成37年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益（当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの）が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、交付を受けた本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③ 受益者は、本新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>④ 受益者が行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。</p> <p>⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。</p>
--	--	--

（注）資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社グループ役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である米山久を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、当社の税務アドバイザーである小嶋敏夫を受託者（以下

「本受託者」または「小嶋氏」といいます。)とする下記の3つの時価発行新株予約権信託設定契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、時価発行新株予約権信託®(以下「本信託」といいます。)を活用したインセンティブプランを実施いたします。

本インセンティブプランは、以下の3つのプランによって構成されます。なお、本インセンティブプランでは、信託A、信託B及び信託Cで交付対象となる新株予約権の数がそれぞれ異なりますが、これは、当社の現在の時価総額と信託A、信託B、信託Cの交付日到来の条件とされている時価総額の差額(それぞれおよそ90億円、240億円、540億円)と、当社の将来の人事採用プランなどを踏まえて、調整を行ったものであります。なお、各信託の交付日の到来にはいずれも確定日の経過と当社の時価総額が一定の金額を超えることの2つの条件の成就が必要となっておりますので、これらの時価総額のハードルを越えずに本新株予約権の行使期間(平成45年8月25日)が満了する可能性もない訳ではありません。この場合、本新株予約権は未行使のまま失効し、消滅することとなります。

名称	新株予約権の数	人事評価期間	新株予約権交付日
信託A	2,250 個	平成31年3月期 ～平成33年3月期	平成33年7月1日または 当社の時価総額が150億円を超過した日から 6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日
信託B	2,980 個	平成34年3月期 ～平成35年3月期	平成35年7月1日または 当社の時価総額が300億円を超過した日の 6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日
信託C	2,198 個	平成36年3月期 ～平成37年3月期	平成37年7月1日または 当社の時価総額が600億円を超過した日の 6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日

本委託者は、本インセンティブプランを実施するため、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してその手許資金を信託し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに、信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権は、上記表中の各交付日において、受益者となる当社グループ役員等(以下「受益者」といいます。)に分配されることとなります(詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。)。但し、委託者は本インセンティブプランの対象となる受益者から除かれております。なお、受益者は、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従い、評価委員会によって指名されます。評価委員会は、原則として取締役会の構成員によって構成されますが、当社の取締役に対する評価に関しては、取締役会の構成員の中から、その過半数を社外役員が占めるような形で人選が行われることとされております。但し、本委託者は評価委員会の審議及び議決に参加いたしません。

交付ガイドラインでは、本新株予約権の交付は、①年2回の頻度で開催される評価委員会によって決定される、受益候補者全員を対象とした、固定数量の本新株予約権と紐付けられたインセンティブパッケージの付与による方法と、②年2回の頻度で実施される当社の通常の人事評価の結果に基づき付与される、受益候補者のうち当社グループの取締役又は従業員を対象としたポイントを各信託の人事評価期間中累計しておき、各人が各交付日までに獲得したポイント数に比例按分する形で本新株予約権を分配するポイント按分による方法に大別されます。

そして、インセンティブパッケージの付与は、特に(i)当社の企業価値の向上について特別な功労が認められた当社グループ役員等、並びに(ii)新たに入社した当社グループ役員等のうち今後の当社企業価値向上への貢献が期待される者を対象としております。

なお、当社グループ役員等のうち当社グループと顧問契約・業務委託契約を締結している者につきましては、このインセンティブパッケージの付与を受けることができますこととなりますが、これは例えば原価低減や新規店舗開設などのコンサルタントに対して、単に一般的なコンサルティング報酬などを支払うだけでなく、貢献度という結果を見た上でインセンティブを付与できるようにすることで、結果に対するコミットメントを強める効果を期待しております。

このようにして、毎事業年度に付与されるインセンティブパッケージをそれぞれの交付日において保有している者は、当該交付日に、そのインセンティブパッケージにおいて指定された数量の本新株予約権を交付され、また、毎事業年度に2回付与されるポイントをそれぞれの交付日において保有している者は、当該交付日に、その取得したポイント数に応じて本新株予約権を交付されるこ

とになります。

以上のとおり、当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、一般的に実施されているストックオプションのような、発行時点に対象者の範囲と付与個数を決定する従来型のインセンティブプランとは異なり、(i)インセンティブパッケージ部分においては、現在の当社グループ役職員等に対するインセンティブであるとともに、今後新規で当社グループ役職員等となる者に対しても同じ条件の新株予約権を使ったインセンティブの配分を行うことを企図して設定されたものであります。また、(ii)ポイント部分においても、人事評価期間中、毎事業年度2回実施される人事評価のプロセスを通じて、その時在籍する当社グループの取締役又は従業員に対して実際の貢献を見たとすべく本新株予約権を交付することを期待して設定されたものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、本信託の趣旨に従って人事評価期間中の当社グループ役職員等の貢献又は新規採用者への貢献期待に応じて将来的に分配することが可能であり、将来採用される役職員に対しても、今後の業績達成条件が達成された場合に見込まれる株価上昇に先立ち発行された、既存の役職員と同じ業績達成条件と権利行使価額を持つ本新株予約権の分配が可能となるなど、従来型のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社グループ役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たった誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、本新株予約権には、当社ののれん償却前に関する業績達成条件が定められております。具体的には、平成31年3月期から平成37年3月期における当社ののれん償却前営業利益が一度でも16.5億円を超過することが必要とされております。当該業績条件の水準は、当社の過去業績（平成23年3月期から平成25年3月期にかけて約3億円のペースでののれん償却前営業利益の成長があったこと）を鑑み、今後毎年約3億円のペースでの業績（のれん償却前営業利益）が向上を維持することを念頭に設定されており、これにより当社グループ役職員等の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。なお、本新株予約権の行使条件としての業績向上を達成できた場合、当社としては、上記信託A及び信託Bの交付日到来の条件となっている時価総額基準を達成することは十分に可能と考えておりますが、これに対して、信託Cは、信託Bの時価総額基準のさらに倍の時価総額基準を設定するものであり、非常に高い条件設定となっております。これは従来の事業の枠に囚われず、業態変更、新規事業の開始あるいはM&Aによる成長なども含めて当社の経営戦略としてより積極的に検討していくことを目指して設定したものであります。

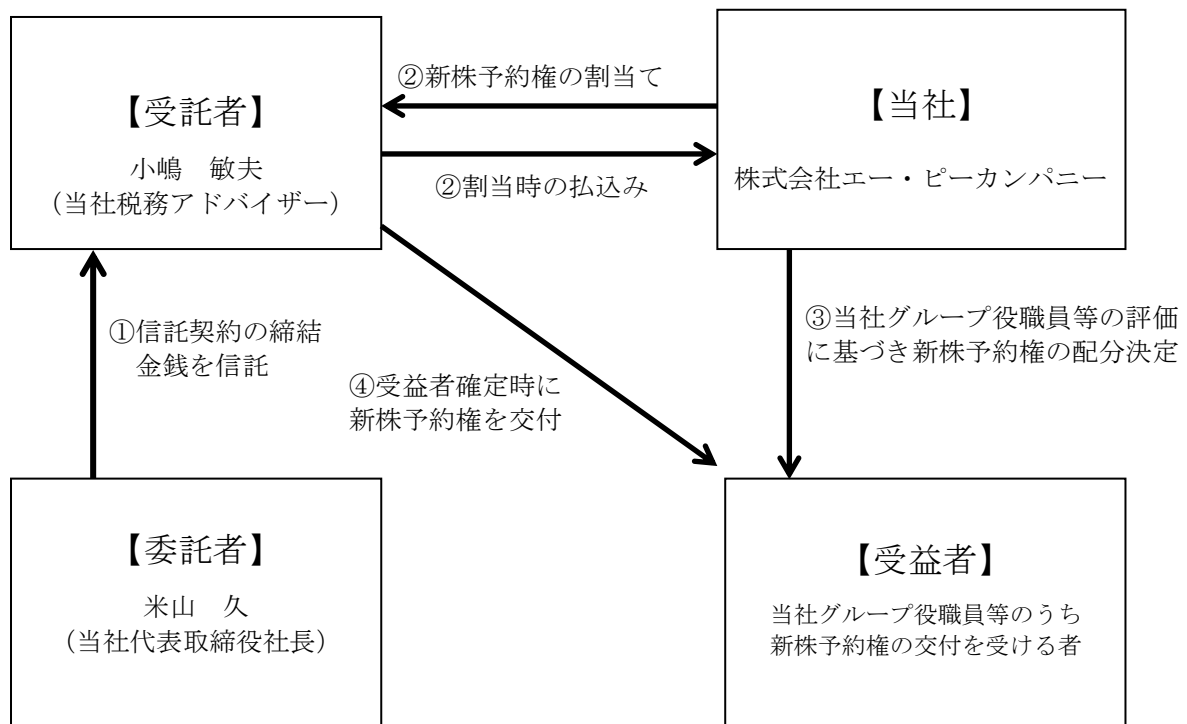
以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

なお、当社は本日付で、当社取締役を割当対象とした第2回新株予約権の発行決議をしております。詳細につきましては、本日公表の「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。本インセンティブプランの性質上、委託者である米山久は対象外となってしまうことや、当社の代表取締役である米山久に対しては、直接に新株予約権を割当てたとしても、十分な貢献を期待することができるものと考えられることを理由とするものであります。当社は、本インセンティブプランと本インセンティブプランと同一の業績目標を行使条件とする有償新株予約権を合わせて活用することにより、当社グループ役職員等の全員が結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気の向上を期待しております。

<本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	米山 久（当社代表取締役社長）
受託者	小嶋 敏夫（当社税務アドバイザー）
受益者	新株予約権交付日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	各信託いずれも平成 30 年 3 月 16 日
本新株予約権の交付日	信託A：平成 33 年 7 月 1 日または時価総額 150 億円を超過した日から 6 ヶ月を経過する日のいずれか遅い日 信託B：平成 35 年 7 月 1 日または時価総額 300 億円を超過した日から 6 ヶ月を経過する日のいずれか遅い日 信託C：平成 37 年 7 月 1 日または時価総額 600 億円を超過した日から 6 ヶ月を経過する日のいずれか遅い日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	交付日時点の当社グループ役職員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成 30 年 3 月 16 日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である米山久が本受託者である小嶋氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

- ② 当社は、本信託の設定を前提に、平成 30 年 3 月 8 日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者である小嶋氏は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を交付日まで保管します。
- ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度等に応じて、当社グループ役員等に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイントの数に応じて各当社グループ役員等に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
- ④ 本信託の交付日に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されま

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

※本受託者が死亡した場合には、信託法第 62 条第 1 項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
630,637,200	18,000,000	612,637,200

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額 (5,942,400 円) に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 (624,694,800 円) を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社グループ役員等の一掃感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社グループ役員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者評価機関である株式会社プラータス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 841

円/株、株価変動性（ボラティリティ）38.88%、配当利回り0%、無リスク利率0.317%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額841円/株、満期までの期間15.43年、業績条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1個当たりの評価結果を800円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である800円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成30年3月7日）の東京証券取引所における普通取引の終値841円を参考として、当該終値と同額の1株841円に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず適法である旨の見解を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は742,800株（議決権数7,428個）であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数7,427,850株（議決権数72,004株）を分母とする希薄化率は10.00%（議決権の総数に対する割合は10.32%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社グループ役員等との一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式の総数742,800株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約32,000株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様への利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

氏名	小嶋 敏夫	
住所	東京都西東京市	
職業の内容	税理士 小嶋敏夫税理士事務所 所長	
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社の税務アドバイザーであり、当社の税務に関するアドバイザー業務を行っております。

（注）1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成30年3月8日現在のものであります。

2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、小嶋氏が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確

認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である小嶋氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの類を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②交付日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

次に、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。

さらに、本受託者は、当社の税務アドバイザーであり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足りると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、小嶋氏を本新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である小嶋氏は、本信託契約に従い、本新株予約権を交付日まで保有し、その後、受益者へ交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である米山久が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、平成30年3月16日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者が当該当初信託金相当額を割当日に先立ち割当予定先に対して拠出し、割当日において割当予定先が信託財産として保有する予定であることを確認しております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
米山 久	39.55%	米山 久	37.60%
MTR インベストメント株式会社	9.37%	MTR インベストメント株式会社	8.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.54%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.90%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.55%
吉野 勝己	2.29%	吉野 勝己	2.02%
日本証券金融株式会社	2.27%	日本証券金融株式会社	2.00%
株式会社 SBI 証券	1.38%	株式会社 SBI 証券	1.21%
大久保 伸隆	1.08%	大久保 伸隆	0.96%
エー・ピーカンパニー従業員持株会	1.06%	エー・ピーカンパニー従業員持株会	0.93%
ゲームフリーク 1号基金投資事業有	1.04%	ゲームフリーク 1号基金投資事業有	0.92%

限責任組合		限責任組合	
-------	--	-------	--

- (注) 1. 募集前の保有比率は、平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
2. 募集後の保有比率は、平成 29 年 9 月 30 日現在の所有議決権数を、総議決権数に本新株予約権（米山久に対する第 2 回新株予約権を含む）の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先である小嶋氏は、割当られた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。
5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 29 年 5 月 15 日に発表いたしました平成 30 年 3 月期の通期業績予想に変更はありません。また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

決算期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
売上高	19,235 百万円	21,839 百万円	25,966 百万円
営業利益	1,268 百万円	597 百万円	313 百万円
経常利益	1,493 百万円	825 百万円	527 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	906 百万円	523 百万円	124 百万円
1 株当たり当期純利益	122.07 円	71.44 円	17.25 円
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり純資産	460.90 円	491.51 円	505.90 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 30 年 12 月 31 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	7,427,850 株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	122,000 株	1.64%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
始 値	1,619 円	1,765 円	1,132 円
高 値	2,244 円	2,127 円	1,198 円
安 値	1,615 円	1,120 円	672 円
終 値	1,805 円	1,143 円	943 円

② 最近6か月間の状況

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始 値	800 円	750 円	836 円	830 円	878 円	819 円
高 値	803 円	850 円	839 円	915 円	890 円	836 円
安 値	724 円	730 円	780 円	796 円	808 円	752 円
終 値	743 円	833 円	830 円	863 円	808 円	832 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成30年3月7日
始 値	846 円
高 値	851 円
安 値	836 円
終 値	841 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
該当事項はありません。

株式会社エー・ピーカンパニー第3回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

7,428 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 742,800 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、800 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等（本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値 841 円/株、株価変動性（ボラティリティ）38.88%、配当利回り 0%、無リスク利率 0.317%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 841 円/株、満期までの期間 15.43 年、業績条件））を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果（新株予約権 1 個あたり 800 円）を参考にこれと同額で発行するものと決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 841 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数

から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成33年7月1日から平成45年8月25日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

② 受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下、「受益者」という。）は、平成31年3月期から平成37年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益（当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの）が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、交付を受けた本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

③ 受益者は、本新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成30年3月26日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 5 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 30 年 3 月 26 日

以上